広報 やまこし

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78

印刷所
大川印刷所

1月の村の人口
＝48年1月末日現在＝

世帯数	1,007	
人口	4,313	男 2,151人 女 2,162人
1月の住民移動	出生 4人（男1・女3）	死亡 3人（男1・女2）
	転入 11人（男3・女8）	転出 10人（男6・女4）

主な記事

○村議会の選挙は三月二十七日に投票
○選挙運動のいろは
○交通共済に加入しょう
○戸籍のはなし
○事故をなくそう、猟銃の保管
○文集「古志のふるさと」出かせぎ先へ

村議会選挙　3月27日に投票

告示は20日

選挙の執行日程

三月二十日　選挙期日等の告示、立候補届出受付、不在者投票開始
三月二十一日　立候補届出締め切り
三月二十四日　選挙（開票）
三月二十五日　補充立候補届出期限
三月二十六日　不在者投票最終日
三月二十七日　投票日（即日選挙会〈開票〉）
三月二十九日　当選証書付与

選挙権と被選挙権

投票できる者（選挙権）
年令満二十歳以上で、引き続いて三か月以上山古志村に住所を有しており、現在村の選挙人名簿に登録されている者は今回の選挙の投票ができます。ただし、他の市町村に住所を移した者（一時出かせぎ者を除く）は、たとえ選挙人名簿に登録されていても投票できないことになります。

村議会議員の選挙権を有する者で、年令満二十五歳以上（選挙の期日現在）の者は、今回の選挙に立候補することができます。

立候補の届出

届出の期間
三月二十日から三月二十一日までの二日間

時間は毎日午前八時三十分から午後五時まで

受付の場所
山古志村役場　議場

届出に必要な関係書類
立候補届出には次の書類が必要ですからあらかじめ準備しておかなければなりません。この書類がそろっていないと受け付けることができませんのでご注意ください。

○本人届出の場合
1 候補者届
2 宣誓書
3 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
4 戸籍の謄本または抄本

○推薦届出の場合
1 候補者推薦届
2 候補者推薦届出承諾書
3 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
4 宣誓書
5 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
6 戸籍の謄本または抄本

その他
① 届出の受付順は、午前八時三十分までに参集された方が二人以上ある場合はすべて受付けで決め、それ以後は到着順により受付けます。
② 届出に必要な書類や用紙類は、所属党派証明書および戸籍謄・抄本以外は選挙管理委員会に備えてありますから、三月十日以後に請求してあらかじめ準備してください。
③ 届出関係書類の記載事項等について、あらかじめ事前審査も行ないますから、前もって選管からお見てもらうことをおすすめします。（書類に不備があると受け付けできないことがあります。）
④ 立候補届出をはじめ選挙関係の諸届出の受付、不在者投票の申し込み時間はすべて午前八時三十分から午後五時までとなっています。

村議会選挙管理委員会はさる二月九日開かれ、三月三十日に任期が満了する村議会議員の一般選挙は、三月二十七日投票日とすることに決定しました。この選挙はわたくしたち村民にとって最も関心の深い身近かな選挙であるだけに、ともすると不明朗なみにくい選挙になりかねない心配もありますが、わたくしたちは、この選挙の意義をよく認識して正しい自覚のもとに、ひとりひとりが自由な一票で明るい村政を築きあげる努力をしなければなりません。告示と同時に立候補届出の受け付や不在者投票などが行なわれますが、これらの留意事項についてあらましをおしらせします。

なお議員定数は十六人、有権者数は二月一日現在で二、八八八人となっています。

正しい選挙で明るい村政を
選ばれる代表者は十六名

こぞって悔のない一票を

村選挙管理委員長　酒井富栄

有権者のみなさん、三月二十七日は村議会議員選挙の投票が行なわれます。このたびの選挙は四年に一回行なわれる大切な選挙であり、この結果は今後の村政を直接左右する重大な意義を持っています。

わたくしたちは自分の意志を村政に反映させるために代表者を選んでこれを議会に送る。いわば選挙は住民の意志を村政に反映させるパイプであります。このパイプが汚れていたり、つまってしまうとわたくしたちの意思が正しく反映されなくなります。

このたびの選挙こそ一人一人がその重要性を認識して、一切の情実やいんねんを排し「モノ」や「カネ」で誘惑する候補者をしりぞけ、あくまでも自主的な判断にもとづいた悔のない一票を投じられるよう心から切望します。

代理投票は安心して

文盲や体の故障などのため自分で字の書けない人は、投票所でその旨を申し出れば投票管理者の指定した者から、代わりに書いてもらって投票することができます。

この場合は、代筆した人や、それに立会った人は、投票の秘密を守るよう法律で決められています。

選挙は、投票する人が自由な気持で投票できるよう、選挙人の秘密を守ることに細かく気が配られています。投票する人も厳格な方法がとられていますので、あなたが誰に投票したかはまったくわかりません。安心して投票してください。

不在投票の手続は早めに

不在者投票は選挙の当日やむを得ない一定の理由により、直接投票所に行って投票できない者が、事前に投票する例外的な制度であります。

1 選挙の当日、その属する投票区の区域外において職務または業務に従事中の場合
2 やむを得ない用務または事故のため、山古志村以外の市町村に旅行または滞在中の場合
3 病気、負傷、妊娠、老衰、産褥（ふとん）あるため歩行が著しく困難である場合
4 投票所の開閉時間
○不在者投票の告示の日から投票日の前日まで（三月二十日から三月二十六日まで）

村の選挙では不在者投票ができる場合は、選挙管理委員長が対投票用紙および不在者投票用封筒交付申請書及び不在者投票の事由、宣誓書を提出しなければなりません。

この用紙は選管に用意してあります。

○不在者投票の場所
不在者投票は山古志村役場（出張所）のほか、出かせぎ先や旅行先の市町村役場、日赤病院、小千谷病院……などいわゆる指定病院でなければできません。

票ができる期間が非常に短いため、遠い地方に出かせぎされている方々は手続きをなるべく早めにすることが大切です。手続の期限は選管（出張所）に備えてあります。

○不在者投票の方法
不在者投票をする者は、選挙管理委員長に対し投票用紙および不在者投票の事由、宣誓書を提出しなければなりません。

この用紙は選管に用意してあります。

○不在者投票の場所
不在者投票は山古志村役場（出張所）のほか、出かせぎ先や旅行先の市町村役場、日赤病院、小千谷病院……などいわゆる指定病院でなければできません。

選挙の執行日程

三月二十日　選挙期日等の告示、立候補届出受付、不在者投票開始
三月二十一日　立候補届出締め切り
三月二十四日　選挙（開票）
三月二十五日　補充立候補届出期限
三月二十六日　不在者投票最終日
三月二十七日　投票日（即日選挙会〈開票〉）
三月二十九日　当選証書付与

選挙権と被選挙権

投票できる者（選挙権）
年令満二十歳以上で、引き続いて三か月以上山古志村に住所を有しており、現在村の選挙人名簿に登録されている者は今回の選挙の投票ができます。ただし、他の市町村に住所を移した者（一時出かせぎ者を除く）は、たとえ選挙人名簿に登録されていても投票できないことになります。

村議会議員の選挙権を有する者で、年令満二十五歳以上（選挙の期日現在）の者は、今回の選挙に立候補することができます。

立候補の届出

届出の期間
三月二十日から三月二十一日までの二日間

時間は毎日午前八時三十分から午後五時まで

受付の場所
山古志村役場　議場

届出に必要な関係書類
立候補届出には次の書類が必要ですからあらかじめ準備しておかなければなりません。この書類がそろっていないと受け付けることができませんのでご注意ください。

○本人届出の場合
1 候補者届
2 宣誓書
3 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
4 戸籍の謄本または抄本

○推薦届出の場合
1 候補者推薦届
2 候補者推薦届出承諾書
3 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
4 宣誓書
5 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
6 戸籍の謄本または抄本

その他
① 届出の受付順は、午前八時三十分までに参集された方が二人以上ある場合はすべて受付けで決め、それ以後は到着順により受付けます。
② 届出に必要な書類や用紙類は、所属党派証明書および戸籍謄・抄本以外は選挙管理委員会に備えてありますから、三月十日以後に請求してあらかじめ準備してください。
③ 届出関係書類の記載事項等について、あらかじめ事前審査も行ないますから、前もって選管からお見てもらうことをおすすめします。（書類に不備があると受け付けできないことがあります。）
④ 立候補届出をはじめ選挙関係の諸届出の受付、不在者投票の申し込み時間はすべて午前八時三十分から午後五時までとなっています。

不在投票の手続は早めに

不在者投票は選挙の当日やむを得ない一定の理由により、直接投票所に行って投票できない者が、事前に投票する例外的な制度であります。

1 選挙の当日、その属する投票区の区域外において職務または業務に従事中の場合
2 やむを得ない用務または事故のため、山古志村以外の市町村に旅行または滞在中の場合
3 病気、負傷、妊娠、老衰、産褥（ふとん）あるため歩行が著しく困難である場合
4 投票所の開閉時間
○不在者投票の告示の日から投票日の前日まで（三月二十日から三月二十六日まで）

村の選挙では不在者投票ができる場合は、選挙管理委員長が対投票用紙および不在者投票用封筒交付申請書及び不在者投票の事由、宣誓書を提出しなければなりません。

この用紙は選管に用意してあります。

○不在者投票の場所
不在者投票は山古志村役場（出張所）のほか、出かせぎ先や旅行先の市町村役場、日赤病院、小千谷病院……などいわゆる指定病院でなければできません。

票ができる期間が非常に短いため、遠い地方に出かせぎされている方々は手続きをなるべく早めにすることが大切です。手続の期限は選管（出張所）に備えてあります。

○不在者投票の方法
不在者投票をする者は、選挙管理委員長に対し投票用封筒交付申請書及び不在者投票の事由、宣誓書を提出しなければなりません。

この用紙は選管に用意してあります。

○不在者投票の場所
不在者投票は山古志村役場（出張所）のほか、出かせぎ先や旅行先の市町村役場、日赤病院、小千谷病院……などいわゆる指定病院でなければできません。

◇ ポスター（一定の規格がある・長サ四十二センチメートル、巾三十センチメートル・を超えてはならない）は、候補者一人につき五百枚まで掲示することができます。

ポスターには必ず掲示責任者および印刷者の住所氏名を記載しなければならず、また選管の検印がなければ掲示することができません。

◇ ポスターの掲示場所は公共物以外は自由です。ただし他人の所有物に掲示する場合は、所有者の承認が必要です。

◇ 候補者一人につき五百枚まで使用できます。この枚数は竹沢郵便局で購入し「選挙」の表示がなければ使用できません。

また手持ちの官製はがきや私製はがきにあらかじめ印刷しておくこともできます。

◇ 選挙運動用はがきも候補者一人につき五百枚まで使用できます。

◇ 選挙事務所（一か所）を設置したり異動したりした場合は必ず届出なければなりません。

ポスター　五〇〇枚まで

ポスター　はがき

◇ 選挙運動のいろは

選挙運動ができない人

選挙管理者、開票管理者や、選挙管理委員、警察官等は、在職中選挙運動が禁止されています。

2 一般職の国家公務員、地方公務員（教職員を含む）も選挙運動ができません。

3 未成年者や選挙権、被選挙権のない者等はいっさい選挙運動をしてはならない。ただし、未成年者でも単なる事務や労務者としての使用はさしつかえありません。

戸別訪問は違反になる

◇ 公務員（教員職を含む）はその地位を利用しての選挙運動はできません。

◇ 候補者または運動員が選挙人の家をたずねて投票を依頼するような行為は戸別訪問であり違反となります。訪問とは必らずしも家にいるときに面会することをいうのではなく、たとえ不在であっても、その家の人に対して投票を依頼する意思を表示することをいいます。

◇ 署名運動も禁止されています。

◇ 連呼行為はできません。ただし演説会場や街頭演説の場所で行なうことはさしつかえありません。

◇ 選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名儀のものであっても原則として禁止されています。たとえば候補者が運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合や、第三者が激励のために飲食物を提供するいわゆる陳中見舞等も同じであります。

◇ 立候補を決意したら直ちに選挙運動をはじめたいのが人情であるが、法律は立候補届出前の運動はすべて禁止しています。

◇ 選挙運動は立候補の届出後でないとできないが、ポスターや看板の作製、選挙事務所の借り入れの内交渉など、いわゆる選挙運動の準備行為はさしつかえありません。

◇ 何某後援会というようなものの結成にともなう会合は、それ自体必ずしも事前運動ではないが、会員の募集、総会の開催の方法などが立候補予定者の売名、投票の依頼になるときは事前運動となるから注意を要します。

◇ 立候補届出前に関係者が集って選挙運動の事務打合せをすることは、選挙運動の準備にとどまる限り事前運動となりません。

◇ 選挙運動は立候補届出が済んだときから投票日の前日までに限りすることができます。

事前運動はダメ

◇ 拡声機（マイク、スピーカー）は選管の交付した表示板を取りつけたもの一そろいに限り使用できます。

◇ 選挙には多額の経費がかかるが、これを無制限にしておくと特定の者だけが当選し、有能な人でも金がないという結果になります。このため候補者が使うことのできる選挙運動費用の最高額が決められるものであり、議員定数や有権者数に応じて算出され今回の選挙では候補者一人約十四万円となっており、これを超えて支出すれば当選は無効となります。

また各候補者の運動費用の収支報告は選挙終了後に選管に報告され、一般に公表されることになっています。

◇ 選挙運動費用は金銭だけでなく財産的価値のある物品も含まれます。例えば拡声機や選挙事務所に使用する家屋を無償で借りても通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があるので、その借上料は「収入」や、労務の無償提供や報酬の辞退も寄附と認められるから「収入」となります。

◇ 出納責任者は候補者の家族そろっての楽しいお正月や父のいない淋しい毎日、父へのはげましの詩、作文、留守を守る主婦のみなさんのたよりなど約二百ページにわたるデラックス版となりました。

さっそく待ちわびている出かせぎ地のみなさんにお届けしました。

運動費用に一人約十四万円

選挙の手引きをとうぞ

違反のない明るく、正しい選挙を行なうために、「選挙管理委員会では、立候補者用の「地方選挙の手引」を準備してあります。

立候補を予定されてるかたはなるべく早めに申出て、必ず読まれるようおすゝめいたします。

交通共済
家族そろって加入しましょう
一日一円 安い会費であなたを守る

「世界の顰い、交通安全」の悲願もむなしく交通事故は年ごとにその悲惨さを増しています。

昨年、県内でおきた交通事故は、一万四千件余りで死んだ人四百十四人、ケガをした人一万八千百二十一人となっています。

山古志村でも道路の整備が進むにつれ交通量がふえ交通事故も年々増加しています。そして「自分だけは絶対に事故にあわない」という保障はどこにもありません。

交通災害共済は「不慮の事故にあった方に会員相互の助け合いによって見舞金を」の目的で県下の市町村が共同で設立し、一日一円十一日で期限が切れることになります。

◎掛金は三百五十円
掛金は年令、加入時期に関係なく三百五十円です。

◎見舞金は
不幸にして事故にあったときは、表の区分により見舞金が支払されます。

○新運機で作業中のケガや自転車乗りのケガも対象になります。

○無免許運転、スピード違反、飲酒運転など重大な過失や故意による事故は対象になりません。

◎加入手続きは
今月中に区長を通して関係書類を配布しますので、必要事項を記入し掛金を添えて、区長または役場（出張所）に直接お申し込みください。

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	500,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	300,000円
3等級	治療を要した期間が6日をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	100,000円
4等級	治療を要した期間が5日をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	80,000円
5等級	治療を要した期間が4日をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	65,000円
6等級	治療を要した期間が3日をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	50,000円
7等級	治療を要した期間が2日をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	35,000円
8等級	治療を要した期間が1日をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	20,000円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	5,000円

あなたの戸籍はどこにありますか

戸籍は、日本国民の登録であり、入学や就職、相続や年金の受給、旅券の発給申請などの多くのことに利用されるたいせつなものです。

もし、戸籍がなくたら親子関係の証明がむずかしいなど、いろいろな不便が生じます。

○ **戸籍の届出は正しく、すみやかに（出生等）**

たいせつな戸籍は、みなさんの届出に基づいて記載されます。届出は、正しく、すみやかにいたしましょう。

○ **結婚式をあげただけでは正式な夫婦ではありません。**

たとえ盛大な結婚式をあげても、法律上の夫婦とはいえません。届書に却二人の証人が署名し、印を押しておけば、代わりの人が役場へ持って行ってもかまいません。日曜日でも、受けつけます。

○ **子の名に用いる文字には制限があります。**

子の名に用いることができる文字は、当用漢字表および人名用漢字別表にかげる漢字と片かな、平がなです。

○ **「本籍」「筆頭者」はおぼえておきましょう**

「本籍」とは各人の戸籍があるところをいいます。

「筆頭者」とは、戸籍の最初に記載してある者をいいます。

「本籍」「筆頭者」は戸籍の謄（抄）本を請求するときなどに必要ですから、おぼえておきましょう。

○ **謄本と抄本のちがい**

戸籍の謄（抄）本は、家族関係などを証明する資料として重要な役割を果しています。

「謄本」とは、戸籍の記載全部を写したものをいい、「抄本」とは、必要な部分だけを写したものをいいます。

事故をなくそう
猟銃の保管に注意

ことしの狩猟期間は二月十五日で終りました。

みなさんのご協力で期間中の事故はなかったようですが、猟銃保管中の不注意から悲惨な事故が起きている例もありますので、猟銃所有者はつぎのことについて特に注意を払い、絶対に事故の起きないよう心掛け、みなさんもこれに協力しましょう。

○法令や銃の取扱い方をよく復習する。

○銃の手入は弾倉を確めてから行なうこと。

○銃は定められたロッカーに入れ、厳重に保管する。

火の用心
あぶない消し忘れ 切り忘れ

山古志よもやま

陸物軍兵

(8)

二十村の盆おどり

明けたから、昨年となる四月二十五日の朝、上野を発って、越後川口駅に下車、六年前から続けているものの故郷の一部だったという、武道窪、相川、荒谷に十村郷の一部だったという、武道窪の屋根が見える。行って見たかったからである。

目的は、もとより盆踊のことだった。荒谷の盆踊は二十村の踊と同じのことは知っていたが、他の二村の盆踊は知らないので、確認をしたかった。

駅前通りの、牛乳店のおばさんに道を聞いたら、道のりが相当あるから、バスでいけと親切に、時間まで調べてくれたが、合憲、可成りの時間を待たねばならないものでもあるくことにした。駅から右手に少しの坂道から、くづれかかった神社の側を通りぬけると、本道に出る。しばらく歩くと道は二岐、右手の道を行けば武道窪の屋根が見える。低山の麓にいだかれている細長い部落。

武道窪には、知人はない。最初の農家の庭先におられた人に声をかけて見た。話づきの方で、私を座敷に招じての話となった。この家の先祖は荒谷の宮家の出だそうで。それを証する古文書を見せてくれた。

盆踊の話になると、二十村の踊と同じだが、少こしゆっくりの調子が早いようだといい、若干は盛大であったが、本来は、この部落の踊が、みんなが郷土史家、故人、武道窪、蘭木の話は後日物語として、今一度平沢鮒と酒をくみながらの話は、錦鯉と観光の事だが、翌朝平沢君の妹さんに菖蒲で送られ、竹沢から朝の車で種苧原から、北魚沼の滝又の郷土史家山屋先生をたづね、更に転じて田代までとんだことを次に綴りまして、盆踊をしなくなったと喫声を洩らしていた。武道窪が、二十村の踊と同じなら相川も同じである。

時計を見たら、午後三時をすぎている。まごまごすれば、いくら春の陽ながらいつ——途中寄り道するも予定なので暗くなる恐れが出て来た。早速おいとまして相川で二軒寄り、木で一軒、南荷頃の平兵衛どん、平沢仁氏の宅についたのは、全く足もとの見えない暗らさになっていた。

知らせ

▼山古志小唄「歌詩」入選者決る

一月の広報で募集しました山古志小唄「歌詩」は、多数のみなさんから投稿いただき、教育委員会において、去る二月二十六日選考委員会を開き慎重に審査の結果次の方が入選されましたので発表します。

なお、歌詩については、専門家と相談し教育委員会で補作し、後日お知らせする予定です。

入選者
小池善一郎（桂谷）

長岡職安では、四月上旬からはじまる職業転換訓練の受講希望者を募集しています。

これは、中高年令者が再就職することができないために不安な生活を送っているかた、または職業を変えたいと思っているかたがたに一日も早くしかもよりよい条件の職業を得られるようにそれぞれ希望にそった職種に必要な技能と知識を与えるためのものです。

○応募資格
○三十五才以上の求職者
○失業保険金の受給資格のある者（年令不問）

※訓練の内容・恩典・申込み方法等詳細については、小千谷職業安定所まで連絡ください。

▼固定資産課税台帳の縦覧は二十日まで

固定資産税を算定するもとになる固定資産課税台帳を次のとおりお見せします

とき　三月一日から二十日まで

ところ　古志村役場

この制度は、税額を決める基礎となる固定資産の価格などをあらかじめお知らせし、正しい税額を決めようとするものです。

もし、自分の土地や家屋の価格等に不服がある方は、三月三十日までに固定資産評価審査委員会（役場税務課内）に審査の申し立てをしてください。

（税務課）

▼転出・転入について

三月・四月は、転勤、進学就職等移動の多くなる時期です。

住所移動のときは、次のものを持参してください。

○転入届をする場合
一、印鑑　二、転出証明書
三、国保被保険者証（他の保険に加入しているものは必要ありません。）
四、国民年金手帳
○転出届をする場合
一、印鑑　二、国保被保険者証（他の保険に加入しているものは必要ありません。）
三、手数料五十円

○国民年金の加入
満二十才になったら、男性でも女性でも加入届をしてください。（他の年金に加入しているものは必要ありません。）

尚、転出先の住所（番地まで）、転出予定月日等がわかりましたら、役場、出張所の住民係へあらかじめ（一週間位前）に電話その他で連絡していただきますと当日窓口で待つ時間がみじかくてすみます。

※住所を移動したときは、必ず十四日以内に届けよう。

（住民課）

▼役場人事異動

村の職員に次のとおり異動がありました。

総務課　高橋　純治（税務課）
住民課　五十嵐助一（一月十七日採用）
産業建設課　石原　十八（三月一日採用）
退職　住民課星野　東一（一月三日付）
退職　総務課五十嵐金治（一月三十一日）
退職　種苧原保育所　八久保美代（二月二十八日）